

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会（第3回）
議事概要

1 日 時：平成30年3月9日（金） 13：30～15：30

2 場 所：中央合同庁舎8号館8階特別大会議室

3 出席者（検討会構成員）：

林 文子	横浜市長
樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授（座長代理）
増田 寛也	東京大学公共政策大学院客員教授（座長）
無藤 隆	白梅学園大学大学院子ども学研究科特任教授

4 議事概要

（1）保育所団体からのヒアリング

○日本保育協会 大谷理事長

保育業界は大きく3つの団体で仕事をしているが、近年は3団体一本で考えを整理し、意見を申し上げている。

子育ての負担感が高いと言われているように、我が国の子供に対する公費の支出は諸外国と比較して著しく低い。最近改善されてはいるが、そのような中、今回の幼児教育、保育の無償化が検討されていることを高く評価している。

保育ニーズが多様化・複雑化しており、都市を中心とする待機児童の問題や、へき地や人口減少地域の児童の確保などの問題があるが、特に、保育士の確保が保育界の大きなテーマになっており、政府でもいろいろな措置が行われている。量を巡る議論が多いが、保育の質の向上が大きな課題になっている。将来を担う子供を育てるという意味において質を重要視していかなばならない。

この検討会の主たるテーマである無償化の対象範囲について考えを申し上げる。認可外保育施設の運営形態や利用者の状況は千差万別だと思うが、保育認定を受けたにもかかわらず保育所に入れず認可外保育施設を利用されている方や、一定の保育の質が確保されている認可外保育施設を利用されている方について、まずは優先的に検討すべきではないか。保育の質の問題を注意して進まない则将来に禍根を残すことを危惧している。

○全国保育協議会 万田会長

「保育の質の向上」について。子ども・子育て支援新制度において「量の拡充」と「質の向上」が両輪として目指されてきた。また、「幼児教育・保育の無償化」をはじめとする子育て世代の経済的負担の軽減は、保育関係の団体だけでなく、子供関係団体全体が飲

迎するところと考える。今回の「新しい経済政策パッケージ」では、課題と対応が提示され、抱合されているが、どちらかというところ「量の拡充」の優先度が高いように見える。保育現場としては、見える化も含めて、「質の向上」に対してもしっかりと対応等をしており、「質の向上」についても財政的な支援などをお願いしたい。

「保育の無償化の範囲等」について。3歳以上児の保育の無償化は、保育認定に係る利用者負担を基本に検討されるものとする。一方、0～2歳の保育の無償化は、当面、住民税非課税世帯の全ての子どもに拡大される。0～2歳の未満児について、国際的にも非認知能力を乳幼児期に身につけることが大切で、大人になってからの生活に大きな差が生じるという研究成果も出ており、未満児の保育の重要性の認識も高まっていると思う。保育関係者の中ではしっかりと整理され、厚生労働省社会保障審議会保育専門委員会でも議論されている。個人的にも私は0歳からでも教育は重要と思っており、それが「保育」の中にあると捉えている。子供を持つ若い世帯の負担軽減がされるように、また、所得制限も含めて優先度を決め、是非とも無償化の拡大の検討をお願いしたい。

○全国私立保育園連盟 小林会長

「公定価格に算入されていない経費」について。今の子ども・子育て支援制度においては、公定価格に保育所等の3歳以上児に係る主食費代が算入されていないなど、新制度創設時に整理されなかった事項や、延長保育、休日保育、一時預かり事業など、地域子ども・子育て支援事業として実施している事業などについても関連がある事項と考えている。これらについては、子ども・子育て会議などにおいて整理すべきものと考えている。

「自治体の財源確保など」について。国の幼児教育・保育の無償化と並行して自治体においても十分な財源が確保され、子ども・子育て支援施策が後退することのないよう、また、自治体によって取組が異ならないよう、十分な周知期間を設け円滑に実施されることを望む。今、地方自治体が独自の取組をされているが、今回の無償化によって、子供たちに使われている財源が他に回されることがないよう、さらに、子供施策に対して今まで以上に力を出してもらえよう、国としてリーダーシップを果たしていただきたい。

(無償化により不必要に保育所を使うようになり、ますます保育所や保育士の不足が悪化する懸念もあると思うが、見通しはどうか。)

○全国私立保育園連盟 小林会長

- ・我々の喫緊の課題は人材確保であり、どのように事業の充実と人材確保のバランスをとりながら取り組んでいけばよいか、現場でどのような確保策があるか、十分に検討しながら進めていきたい。

(保育士確保の現在の状況をお伺いしたい。)

○全国保育協議会 万田会長

- ・保育士の人材確保については、都会だけでなく、地方もない。キャリアアップのために研修に出そうとしても、代替要員のための補助金制度はあるが、代替になる人がいない。各地方からもそのような声が上がってきている。
- ・家庭の養育機能もそれぞれ異なっている中で、保育士は、0歳から5歳までのそれぞれの子供の発達を細かく見ながら保育をしており、特に未満児についてはしっかりと保育を行っている。教育は3歳以上からと言われるが、私は0歳からの保育にも教育はあると考えている。

○日本保育協会 大谷理事長

- ・従来、質の確保と言っても、子供一人に対する保育士数や面積など、かなりの部分を数量的な側面から説明や要求してきたが、保育業界では、今、保育の内容を意識し、0～2歳についての教育・養護の理論の研究、それらを保育士が身につけることなどが大事だと意識して取り組んでいる。

(保育士さんの処遇改善は進んでいるとお考えかどうか。)

○全国保育協議会 万田会長

- ・保育士の処遇改善に関する各種施策を受け、法人・施設内でしっかりと配分し、職員に行き渡るよう、会員に向けた周知を徹底している。
- ・保育士等キャリアアップ研修に伴う処遇改善等加算Ⅱに関し、保育所の中で、行政の課長、係長のような階層、職層をしっかりとつくり、働きやすい環境を構成できるように、伝達している。

(保育士の確保は、どのような形で行うのか。処遇は改善されているが、効果が上がっていないことをどう考えるか。)

○全国保育協議会 万田会長

- ・関東の給与体系は地方よりも抜群に高いが、それでも関東も保育士不足である。保育士の働く環境の整備や、やりがい、働き甲斐を感じられるようにすることが大切である。賃金面だけの処遇改善だけではおそらく確保は無理である。潜在保育士や辞められた方に復帰いただくには、休んでおられる間のギャップを埋めることとともに、「やはり保育の現場は働き甲斐がある」、「この仕事ができるうれしい」、そういう実感を伴う形にならないと、保育士は増えてこないと思う。

○全国私立保育園連盟 小林会長

- ・ 処遇は国の施策で改善されてきて、定着しつつある。処遇だけではなくて働き方が大事。保育現場の者が感じているのは、責任とそれに対する保障のバランスがよくない、重い責任に見合うリターンがない。働き方を含め、改善を加えていくことが望ましい。
- ・ もう一点は、掘り起こし。保育士・保育所支援センターを設けているが、なかなか成果が上がらない。ごく一部の人しか復帰することができない。もう少し何か改善策があればと考えている。

(2) 認定こども園団体からのヒアリング

○全国認定こども園協会 角田副代表理事

子供は日本の宝であり、社会全体で子育てを支えるという方向にかじを切る中で、幼児教育の無償化ということになったと思っている。意見書にも書いているが、子供一人一人のことを考えると、認可であれ、認可外であれ、全ての施設に通園する子供たちが無償化の対象になるのではないかと考えている。しかしながら、幼稚園と保育園の機能を兼ね備えている施設である認定こども園の立場からは、幾つかの懸念事項がある。

無償化の対象が4時間という幼児教育の教育標準時間だけではなく、8時間、11時間の保育も対象となると、全体的には長時間利用の希望が増えていくのではないかと考えている。職員配置を考えると、これまで以上に人材確保が必要になることを懸念している。

また、2号認定の子供については、保護者の就労時間に応じた公定価格や利用者負担額があるが、この仕組みが崩れてしまうのではないかと懸念している。

認可外保育施設は、大変幅が広く、森のようちえんのように施設のない環境の認可外もある。それを踏まえれば、一定の条件付きで対象とする場合も、各自治体が認めた施設も対象にすべきではないか、あるいは、各施設からの申請に基づく実施というのとも考えられるのではないかと懸念している。

全ての子供の恩恵となるようにと考えている。

○全国認定こども園連絡協議会 木村会長

資源の少ない日本にとって、人材が唯一の資源であり、幼児期からの教育が重要である。幼児教育の定義については、平成17年1月28日の中央教育審議会において、かなり範囲が広いものと確認されているが、実際に無償化する範囲については、満3歳から就学前の子供たちが受ける4時間相当分の教育と考えてはいかがかと思う。

0～2歳の3号認定の子供たちも無償化の範囲とするのであれば、住民税所得割課税額が9万7,000円未満の方々に限定し、それよりも所得の高い方については、保育料の軽減としてはいかがかと考えている。さらには、家庭で子供を育てている世帯に関しても、例え

ば一時預かりなどを利用した場合は無償化するなど、子育てを支援するという形で取り組んではいかがか。

2号認定の子供を無償化の対象の範囲とする場合、1号認定の4時間の教育標準時間と預かり保育を合わせた負担と、2号認定の子供たちの利用時間に係る負担との公平性を担保しなければならないと思っており、配慮をお願いしたい。

さらに、認可基準を満たしているが、認可をとれていない施設が全国にはたくさんある。大きな理由は、各団体が新たな認可施設を設けることに対して大きく抵抗し、市町村が認可をおろさないという実態がある。本来は社会福祉法人以外も認可保育所を設置できるが、市町村によっては社会福祉法人のみと規定しているところもある。そうすると、社会福祉法人となる必要があるが、基本財産である土地の取得や、借地の場合の地上権の設定など、ハードルが高い。国で基準を明確にさせていただき、認可基準を満たした施設は、認可されるような配慮を行うとともに、認可基準を満たすような施設については、無償化の対象と認めてはいかがか。

さらに、認可基準は満たしているが、あえて認可を希望しない園もある。例えば、英語だけの特別な保育をするようなところである。そういったところについても、認可基準を満たしているのであれば、ある一定のルールを設けてはいかがか。

さらに、企業主導型保育事業が多くなっているが、企業拠出金で賄われ、多子世帯の負担軽減がない。一方、平成30年度以降は、企業拠出金を財源の一部として0～2歳の保育の充実が図られ、多子世帯の負担軽減に使われる。公平性を考える必要があると思っている。

幼児教育の無償化が、ただいたずらに預けてしまえばいいとならないように、どこかで歯止めをかけなければならない。横浜で保育士がいなくて休園するというニュースがあったが、全国に広がる可能性が出てくる。十分に配慮を行い、まずは保育を希望される方が全て入れる環境をつくった後に、完全無償化に進んでいく段階的な対応が必要と思っている。

(認定こども園において、2号認定を受けられるが、1号認定で入り、預かり保育を利用している方はいるか。)

○全国認定こども園連絡協議会 木村会長

- ・かなりの数である。大きな理由は、利用者の負担金が1号認定+預かり保育の方が安く、2号認定だと高いという状況がある。保護者は利用料金を考えて選択をされている。

○全国認定こども園協会 角田副代表理事

- ・経済的な負担に加え、利用定員の問題がある。認定こども園は働いているいない

にかかわらず通える施設として表現されているが、1号認定、2号認定の利用定員区分があり、自治体によっては利用調整がかかることが多いので、容易に移動ができない。この枠がもう少し弾力化されれば、対応もできるかと思う。一義的には木村会長が言った点の要素が大きいと思う。

(無償化の対象を8時間、11時間まで広げると、長時間利用の園児が増加する可能性があり、人材の確保が難しくなる可能性があるという指摘されている。これは、人材の確保をしろということか、逆に長時間利用の園児に対するサポートは少し考えなくてはいけないのではないかという趣旨なのか。)

○全国認定こども園協会 角田副代表理事

- ・非常に悩ましいが、両方の要素が必要と思っている。それぞれの御家庭で生活設計をされるが、非常に安易に子供を預けられるという空気になっていくのではないかと懸念している。
- ・保育園等では、週3日、1日4時間以上の就労というある程度の最低ラインがある。一方、幼稚園利用者や1号認定でも、それに該当している人は結構多く、預かり保育を利用している。そうした方が、預かり保育が有料で給食も有料となると、それならば2号を希望するという人が当然多くなる。施設内での職員配置をそれに対応させるためには、増員をしなければいけない。それができるかどうかということや、そういう状況になるのではないかということを変に危惧している。

(人材確保については、いかがか。)

○全国認定こども園連絡協議会 木村会長

- ・本当に人材がいなくて困っている。特に田舎に行けば行くほど全体の人口が減り、就学する学生の数も減っており、このままだと都会でしか子育てができない状況になりかねない。横浜でさえ保育士がいらないという状況であり、田舎に行けば行くほど困る。例えば、高校生が進学し、就職して3年勤務をすると返さなくてもいいという支援があるが、それを園が窓口になれるなどの方策があればよい。
- ・一番大きな問題は、高校3年生の時の進路指導で、学校の先生が、幼稚園や保育所の先生は大変で、賃金が安いからやめなさい、違うところに進んだ方がいいと案内をしている状況にある。我々としては、幼稚園や保育園は本当にいいところだということと、あなたが頑張ったらちゃんと戻ってくる場所があるというような支援策ができないかと考えている。

○全国認定こども園協会 角田副代表理事

- ・私は東京の稲城市だが、同じ東京の中でも23区と三多摩の市部では状況が違う。先日も、市部の幼保連携型認定こども園で、23区内の保育園に行くと言ってやめた先生がいると聞いた。同じ東京都内でなぜかと聞けば、家賃補助だという。同じ東京の中でも起きている。家賃補助は、財政が非常に豊かな区部と市部では状況が違うので、既に東京の中ですら保育士の移動が起きている。
- ・初任給ベースでも株式会社立等々では、初任給が25万円や27万円という数字が出てきている。大規模ならではだが、処遇改善等の仕組みを活用し、初任給の賃金の引き上げに重点的にあてて、保育士を確保していくという事例が既に出始めている。通常のやり方では、なかなかそういうところに対抗できない。課題は多いと思っている。

（木村会長の無償化に対する本音の考えを伺いたい。）

○全国認定こども園連絡協議会 木村会長

- ・無償化はしていただきたい。これは本音である。一方、全部を無償化となると、更なる保育士の確保が必要になる。人材不足は全産業であり、特に保育士は人の奪い合いになっている中、無償化は全面賛成だが、その対象ややり方は十分に注意しなければ、次々に問題が起こり、せっかくいい制度を取り入れても、逆戻りしてしまう可能性がある。十分注意が必要という思いである。

（最後に何かあれば。）

○全国認定こども園協会 角田副代表理事

- ・外国籍の子供たちをどう扱うのか、考えさせられるところがある。
- ・森のようちえんは2県ぐらいで認可外として認められているが、そのように建物がないところもあり、認可外の取扱いについてどのようになっているのかなと考えている。
- ・幼児期の重要性にかんがみた国家を挙げての施策として大変歓迎しているが、保育の質を担保するためにこれまで認可制度でやってきたので、どこまでが幼児教育を提供する施設なのかという部分の議論を少し深めていただければと思っている。

（３）地域型保育事業者からのヒアリング

○全国小規模保育協議会 上野様

理事長の駒崎から意見書（資料４）を出しており、説明する。まず、施設の適用範囲が

課題と思っている。自治体に申し込んだが保育所に入れなかった方が利用するベビーシッターや認可外施設が対象外になるとすれば、運によって税金による支援の有無が分かれることになり、不公平だと思っている。保育を必要として利用する全ての方の無償化が望まれる姿である。また、一人一人のアカウントという言い方をしているが、親御さんに公定価格分の支援を受ける権利が与えられるべきと考えている。

これにより、今は施設を軸として公定価格が給付されているが、保護者と子供を軸にして考えることにより、例えばADHDの子供など、複数の施設を利用される方について、ニーズに応じたより細やかなケアが提案できる可能性があると思っている。

一方で、保育の質の担保が課題になる。認可外を含めて全ての事業に適用すれば、質の懸念が出てくるが、この点に関しては、監査や指導は可能であり、一定の質が担保できないところは、キックアウトすればよいという考え方である。我々は、ベビーシッターやベビーホテルも全て含めて、無償化の対象であるべきだと考えている。

(ベビーシッターなど無認可でも無償であるべきとの意見だが、それは2号、3号の認定のある方という考えか。)

- ・ そのとおりである。認可保育所に申し込んだが外れた人が大きな対象になると思うが、他にも過疎地域で保育所がないが働きたい人などがいる。

(認可外も全て対象という考えか。)

- ・ 保護者視点に立って考え、全てが適切と思っている。

(無認可で届出も出していないところも含めて、無償化すべきという考えか。)

- ・ そうである。そうしたところを利用せざるを得ない方もいるので。また、届出を出していないところは、ごくわずかと思っている。

(届出がないとガバナンスが難しい。また、認可基準を満たすものを増やしていこうという中で、そちらにどんどん近づけていくための仕掛けがないと、現状を固定するだけとの指摘があるが、どう考えるか。)

- ・ 意見書にも記載のとおり、公定価格以外にオプションの加算が国や自治体で用意され、事業者には配られている。公定価格は利用者に平等に配られるべきであり、それ以外の追加のオプション加算を認可事業に配れば、メリットが出てくる。

(最後に何かあれば。)

- ・ 現場からの意見として、連携施設が3歳児からの受入れ枠というのが非常にとりづらい状況にある中で、これがユーザーが増えることによって、より連携がとりにくいのではないかと不安が現場にはあるということを、押さえておいていただきたい

い。

○家庭的保育全国連絡協議会 水嶋理事長

資料5に基づき、意見を述べる。家庭的保育事業は、保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行うもので、地域型保育に位置づけられた事業である。保育を行う家庭的保育者は「市町村長（特別区の区長を含む）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認める者である。1日8時間を基本とする通常保育であり、家庭的保育者が保育補助者とともに保育所保育指針に準じた保育を行っている。

利用する子供は3号認定の子供で、保育所に通う子供と同等のニーズを持つ家庭の子供である。平成25年11月から平成26年1月の子ども・子育て支援新制度が始まる前の調査だが、その結果を見ると、利用者について、フルタイムで働いている方が33.1%で、パート・アルバイトで働いている方が49.3%で、約8割以上が就労している方であった。また、利用理由として、複数回答だが、認可保育所を希望していたが入所できなかった方が66.4%おり、無償化の対象になると考える。

家庭的保育は少人数で一人一人に寄り添うきめ細やかな保育である。広く周知された自治体では、1日を通して同じ保育者であるなどの特徴を知り、家庭的保育を希望する方が増えてきている。利用料は家庭的保育を実施する地方自治体の規定による。

無償化についての意見としては、地域型保育事業の家庭的保育事業者は無償化の対象である。家庭的保育は地方単独事業として、保育所を補完するものとして創設された歴史の長い保育事業である。2000年に国庫補助の対象事業となり、2010年に法定化された。それ以降に新たに家庭的保育事業を創設した自治体もある。しかし、国庫補助事業の対象となっていた自治体の中には、自治体の判断により子ども・子育て支援新制度に移行していない自治体もある。こうした事業については、国庫補助事業の対象となる家庭的保育者の要件や環境面、実施体制、連携保育所の確保等の基準と認可事業としての家庭的保育の基準が同様であることから、認可基準を満たしていると言えるので、幼児教育無償化の対象とすべきと考える。また、国庫補助事業の対象ではなく、地方単独事業として家庭的保育を実施してきた自治体については、認可同様の基準を満たすことを条件として、幼児教育無償化の対象とすることが適当と考える。

家庭的保育はもともと地方自治体が先行して始めた歴史があり、全ての家庭的保育が認可事業になったということではない。子ども・子育て支援新制度以降、様々な面で認可保育所に通う子供と同様の権利が家庭的保育に通う子供たちにも保障されるようになった。それ以前は、認可保育所に入所できたかできなかったかによって、様々な面で子供や家庭に不平等なことがあると実感してきた。例えば、家庭的保育では給食の提供がない、あるいは、あったとしてもその費用を負担しなければならない。収入の確保のために長時間働くことになると、保育時間を延長することになるが、その延長料金も負担になり、保育料

より延長料金のほうが高くなってしまいう方もいた。認可事業かそうでないかによって子供に提供されるものが変わるのではない。日本の全ての子供が質の高い幼児教育を無償で受けられるような仕組みになることを希望する。

（家庭的保育者になりたいという希望は増えているか。）

- ・周知されている地域、自治体による理解があるところは増える。今、待機児対策が優先的になっているが、家庭的保育は5人までが対象。家庭的保育者が本当に増えれば、待機児童解消につながってくる。

（全ての保育を無償化の対象にとの意見もあるが、お考えは。）

- ・家庭的保育には、地方単独事業もあれば、全く個人的にやっている方もいる。子供に対して無償化は大事だが、家庭的保育としての国の認定基準やそれに準じた同様の保育は無償化が適当と思うが、ある程度の基準はあるべきで、どこでも無償化というのはちょっと違うかなと思う。

（最後に何かあれば。）

- ・家庭的保育は0～2歳を対象にしており、愛着関係が大事な時期である。今、お母さんも保育で孤立することがあり、本当に相談する人もいない。家庭的保育事業は、毎日同じ保育者が朝から晩までいるので、お母さんたちの育児の協力・支援ができるため、是非とも各自治体に広めていただきたい。

（４）病児保育事業からのヒアリング

○全国病児保育協議会 大川会長

全国病児保育協議会は、病児保育・病後児保育施設が約1,300あるうちの約650が加盟する全国組織である。協議会として得られたデータを使いながら説明する。

病児保育は単に病気の子供を預かるという制度ではなく、子供の権利である生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利を、病気の時であっても守るという観点で行われている事業である。病気の子供を最適な状況で保育することで、早く病気が治る、就労している保護者は安心して仕事もでき、企業も助かるというように、病児、保護者、企業、三方が全て上手くいくシステムだと考えている。保育の時間は、開室は平均8時から前後20分ほど、閉室は午後6時前後30分ほど、となっている。

病児保育の利用者は、児童福祉法によって保育を必要とする病気にかかっている乳幼児又は小学生を対象としており、必ずしも親の就労は条件に入っていない。制度としては0歳児から11歳児が対象となっているが、就学前までと規定している自治体もある。実際に預かっている子供は、1歳～3歳児が中心でほぼ95%以上を占めている。

利用料については、多くの病児保育施設、病後児保育施設は、国や地方自治体によって補助されているため、個人負担金は、1日当たり、2,000円又は2,500円がほとんどである。ただし、全市町村が病児保育を持っているわけではなく、居住地以外の病児保育を利用する場合は、平均して1,000円ぐらい高くなっていることもある。また、公的補助を受けられない施設では、1時間当たり1,000円ぐらいの負担がある。

無償化に関する意見を述べる。病児1人当たりの年間利用回数は、1回が30%、2回が20%で、年間負担は平均4,000～5,000円とそれほど大きくない。しかしながら、5回、10回と利用する方もおり、こういった病児を抱える母親は非常に育児に悩んでいる方も多いので、こういった方の個人的な負担金を軽減することが必要だと思う。

また、インフルエンザ等の感染症の場合、4・5日間登園できない期間が続くので、その期間は連続して病児保育を利用する。家族内で感染が広まることもあり、2人の子供が病気になると、1回のシリーズで1万円以上の負担金がかかることもあり、個人としては負担が非常に重い。

一方、子供を支える環境を考えると、医療費は多くの自治体で就学前までは無料になっている。自治体によっては、小学生あるいは中学生まで無料である。さらに、今回、幼児教育が無料化される。この2つの面から考えると、医療と幼児教育と両方を必要としている病児保育がその対象から外れるということは、国民感情から言って納得しがたいことではないかと思うので、ぜひ病児保育も無償化の方向で考えていただきたい。

なお、最近、保育園で感染症を防ごうとするあまり、医師が登園可能の診断書を書いても受け入れてもらえない場合がある。医師は専門知識を使って判断をしているので、判断を尊重いただきたい。実際に登園を許可するかは施設長の権限であることは保育指針のとおりだが、感染リスクが低い場合はなるべく保育園で見ていただくという方向性の施策も必要かと思う。具体的には、園の方針で登園ができない場合は、無償化をある程度除外するなどすれば、園もそれなりの努力をすると考えている。

(最後に何かあれば。)

- ・お母さんの中には、経済的に苦しいので働きたいけれども、この子が病気になると働けない、思わず投げ捨てて帰りたくなると言う方もいた。病気の子供を預かることは、教育の面からも大事だが、虐待防止という面からも非常に価値のある事業だと思う。そういった方に対する門戸を広げる意味でも、ぜひ無償化に向けての考えを進めていただきたい。

(5) ファミリーサポートセンターからのヒアリング

○女性労働協会 小林部長

子育て援助活動支援事業、ファミリーサポートセンター事業について、運営支援を行っ

ている立場から説明する。

ファミリーサポートセンターは、地域において、乳幼児や小学生等の児童のいる家庭で育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となって、子育てを地域で支え合う相互援助活動である。センターが活動の連絡調整を行っている。

内容は、保育施設への送迎、保育施設や学校の開始前、終了後の預かりなど、保育園等の他のサービスを主軸としつつ、補完的にファミサポを利用するという使い方。また、保護者の病気や急用時の預かり、冠婚葬祭時の預かりなど、スポット的な短時間の預かりに利用されている。仕組みとしては、預ける側を依頼会員、預かる側を提供会員と呼び、センターのアドバイザーが間に入ってマッチングを行っている。

実績としては、平成6年に4カ所から始まり、平成28年度は全国833の市町村で実施し、全国的に広がりを見せている。会員の合計は72万人以上、ただし、依頼会員と提供会員の比率が4対1で、預かり手となる提供会員の不足がどのセンターでも大きな問題となっている。加えて提供会員の年齢は60代、50代のシルバー世代が多く、年々高齢化が進んでいる。

活動内容の内訳をみると、ほかの保育サービスで対応できない補完的な役割が強く、送迎が増えている。学校、幼稚園、保育所が休みの時の預かりなどに関しては、2%と低い割合である。

利用が多いのは小学校入学の前後の時期である。利用料金は、自治体ごとに違うが、平日の時間内で、1時間当たりの単価は700円、600円が多く、これは最低賃金よりも低く設定されている。預かり手である提供会員は、仕事としてではなく、お金のためでもなく、地域に貢献したいという気持ちで活動をしていただいている方が多い。

ファミリーサポートセンター事業の特徴をまとめると、地域住民が子育てを支え合う「相互援助活動」であり、保育の有資格者による専門的な保育サービスとは異なるということである。ボランティア精神にのっとり、提供会員の自宅などで1対1で預かるため、一般市民でも無理なく安全に子供を預かることができる。預かり手である提供会員は、保育の専門資格を持っていなくても子育て支援に役に立ちたいという思いがあれば活動できる。ただし、きちんと講習を受けていただく。地域住民の方が少しずつ、できるところに手を差し伸べていただいて成り立っているという事業である。

無償化について、運営支援の立場として提案事項、心配事をまとめている。まず、センターの業務負担である。仮に利用者の中で無償化の対象となる者とならない者が出てくる場合、対象をどの時点で判断すればよいのか。また、本事業は保育が必要な世帯だけでなく、専業主婦の世帯の利用もあり、利用内容に関しても預かりだけでなく塾や習い事等の送迎などもある。同じ会員でもその時々でさまざまな利用の仕方があり、利用の内容によって有償か無償かをその都度センターで判断するという事になれば、事務負担が増える。会員数500人未満のセンターではアドバイザーが2名しかいないところが多く、業務負担が増えれば本来業務にも支障が出ることが想定される。

また、預かり手である提供会員は地域ボランティア活動の1つという認識で気軽に登録している方が多い。提供会員個人に何らかの煩雑な事務手続を課すことになれば、事業趣旨には合わなくなる。

他の保育サービスのように労働契約を結んで仕事として従事しているわけではないため、受け取る報酬は最低賃金よりも低くなっている。少しでも負担が増えれば退会されてしまう可能性もある。ただでさえ、預かり手が預けたい人の4分の1、都心部では10分の1以下と需給バランスが悪い中で、これ以上預かり手が減れば、事業としての存続が難しくなる。

提供会員への報酬について、預ける側の依頼会員は無償になったとしても、提供会員の報酬の支払いは依然として必要であり、仮にそれを市町村が立て替える仕組みとする場合、預かり手側に事務負担や支払いのタイムラグがないようにする必要がある。

依頼会員間の不公平感。これまでは利用目的を問わず、全ての依頼を分け隔てなく支援の対象としてきたが、利用内容や家庭事情によって有償、無償の差がつく場合、無償化対象とならない利用者からの不満等が出てきた場合のクレーム対応なども生じ、業務負担となってくる。

さらに、無償化対象となれば利用希望者が増えることが予想されるが、需要と供給のギャップが改善されない中では預かり手の確保が難しくなる。他の保育サービスを主軸として補完的にファミサポを利用する方が多く、短時間、スポット的なものが多い。あくまでも活動は自主性を重んじて行っており、長時間、毎日といった負担の大きい預かりは事業趣旨から離れていくと思う。ファミサポは保育所がわりではない、あくまで補完するものという位置づけで今まで活動してきている。

無償化についての考え方そのものは大変意義のあることだと思う。ただし、そのためにはセンターの事務手続の軽減、提供会員の負担の軽減を考える必要があり、そもそもこれまでのファミサポの活動趣旨から離れることのないよう、十分な検討が必要ではないかと考える。

○子育てネットワークピッコロ 小俣理事長

ファミリーサポートセンター事業を清瀬市で実際に運営している。地域の相互援助活動ということで地域の中で顔の見える支援ができるため、子育て中の孤立した家庭が地域の人と関係を結んで地域の再生につながっている。

清瀬市では、15年間ぐらいファミリーサポート事業をやってきたが、30代、40代の方で、自分の子供を地域の方が見てくれてお世話になったので、子供が少し大きくなったから空いている時間に自分も地域に恩返ししようという若い世代が増えてきた。50代、60代も確かに多いが、団塊の世代の方が社会貢献といって子育て経験を地域の中で生かし、地域の中の関係性をつくり、そして子育て中の人も地域にまた出ていくというすばらしい事業である。全ての家庭に無償化というのはどうかという思いはあるが、自治体によっては、

清瀬市は子育てクーポンを1万円ぐらい発行しており、そのクーポンで支払いができるなど、自治体で工夫をされて負担料がないようにしていることがある。

自治体によっては財政事情もあるので、全て無償化というとても負担が大きくなるところもある。当NPOでは、自治体事業のファミリーサポート事業を行っているということで利用者の方も安心し、登録料も何も無料なので気軽に問い合わせしてくれる。アドバイザーは提供会員の紹介ができないときは、ベビーシッター協会を紹介したり、民間のNPOを紹介したりして、つなげる役割を担っている。地域の中の子育て支援事情を知っているので、他の支援につなげることができているので、他のベビーシッターなどの保育サービスが無料になることで、せっかく地域の中で根づいてきたファミリーサポートの活動がなくなっていくという方向にだけはならないようにお願いしたい。

ファミリーサポートセンター事業では、女性労働協会が全国組織を担っており、勉強会もやって事例が蓄積されている。それを検討したりしながら、二度と事故等がないように、大事にしていきたい事業だと考えている。

（６）ベビーシッター事業者からのヒアリング

○全国保育サービス協会 尾木理事

主に認可外の居宅訪問型保育、いわゆるベビーシッター事業について説明する。子供の居宅その他保護者が希望する場所で行われる個別的な保育であり、保育所等で対応ができない時間帯や曜日の利用、保育所に入所しにくい勤務形態の方など、利用形態はさまざまだが、夕方以降の２～３時間の利用が多い。

子供の年齢は０歳から学童まで幅広く、子供の所属は、保育所３割、小学校３割弱、幼稚園２割であり、未就園児は２割程度である。仕事を理由としての利用が約７割を占め、残業時や病後児保育の利用のほか、通常の勤務時の利用もある。週２～３日あるいは月に数回といった一時的な保育の割合が高いが、継続的、定期的な利用も見られる。

利用料金は１時間当たりの平均でみると、東京都で約2,000円、東京以外では約1,650円となっている。これらの利用料金に対して、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業におけるベビーシッター派遣事業の割引券制度は、１日2,200円までである。その他では病後児保育が必要な時の利用に対して、一部の自治体で利用料の助成制度がある。このような割引券制度や自治体の助成金の制度の取扱いにあたって、一定の条件を満たす事業者であることを示すための審査基準が設けられており、一定の質を担保する基準となり得ると考えている。

無償化についてだが、まず、地域型保育給付の居宅訪問型保育事業については、無償化の対象として検討されるものと考えている。

また、待機児童対策として地方自治体が独自に進めている保育事業や補助制度については、一定の条件が設けられており、これらについても無償化の対象として検討することが

必要と考える。例えば、東京都では来年度、待機児童対策としてベビーシッター利用に対して、月額28万円までの補助を行うことが計画されている。

認可外の居宅訪問型保育については、利用する子供が、無償化の対象となる教育・保育施設に通っている場合もあり、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の対象の拡大や運用体制の見直し等により、こういった事業をより利用しやすい仕組みへと充実させることを期待している。ただし、認可外の居宅訪問型保育を利用する方の中には、フリーランスや自営業など、就労形態によって保育所の入所が非常に困難な家庭の利用もあるので、そういった対象については保育の必要性に基づいた無償化の検討が必要になる場合もあると考えている。

最後に、幼児教育無償化は、本来、全ての子供に保障されるべきものと考えている。そのため、認可外保育施設を利用する場合も無償化の対象として検討することが必要だが、是非、認可外保育施設の質の向上に連動させることができるように、一定の条件を付した上で対象とすることを検討いただきたい。

認可外の居宅訪問型保育というのは、個々の家庭で行われる1対1の保育である。それを担当する保育者個人の力量だけに依拠するのではなく、事業者がそこで提供される保育の質の管理、安全対策、緊急時のバックアップを行っている。また、利用調整、人材養成、賠償責任保険等についても事業者が全責任を負っている。こうした体制が事業者にあることを保育の質を担保する条件として定め、無償化の検討や利用料補助制度を進めていきたい。

○株式会社キッズライン 経沢様

私自身、3人の子供を出産しながらゼロから会社を経営し、12年ぐらいかけて一度東証マザーズに上場した経験がある。第1子が障害児であり、保育園だけでは賄えない育児のニーズや様々な問題が日本にはあると思っている。

今回、検討対象の1つとしてベビーシッターがあると思うが、個々の育児ニーズに対応できるため、既にある保育園というインフラを補完し、可及的速やかに日本の少子化対策になるものと考えている。このため、今回の幼児教育無償化に関しては、ベビーシッターの補助を御検討いただきたい。待機児童問題の解決、病児保育問題の解決、そして障害児の問題の解決などにつながると考えている。

私自身がワーキングマザーとして3人の育児をしながら会社を経営していた経験から、手続きが煩雑だったり、料金が高かったり、安全性が担保されていないと、どんな支援であっても使いにくいものになる。そこで、テクノロジーによって、簡便にし、料金を安くし、安全性を担保するというキッズラインという仕組みを3年前に開発し、14万件以上の利用をいただいている。

5ページ以降にサービスの説明を書いている。ポイントは、スマホがあれば、24時間いつでもベビーシッターを予約できるという利便性である。現在登録しているベビーシッ

一は、保育士や幼稚園教諭などの資格を持った人を中心に約1,600名で、登録シッターの数も増えている。私どもは、全員に面接・研修を行い、シッターとして登録してもらうが、HPで資格保有状況や利用者によるレビューなどを見られるようにしており、スケジュールもHP上で見てすぐに予約できることが特徴である。

テクノロジーを利用することによって煩雑な手続なども減らすので、例えば、今日子供が病気になった時、午後から利用できるなど可及的速やかに必要な育児支援ができていくかと思う。また、入会金や年会費など初期コストも不要である。現在39都道府県で展開しており、サービスの利用者が急増している。利用状況は、今は東京が半分ぐらいなのだが、未就学児の世帯が7割以上となっている。

安全性を心配されると思うが、シッターは、自治体に登録しており、また、私たちは全員に面接、研修をしており、最大5億円までの保険にも入っている。厚生労働省のガイドラインに従って運営し、第三者の評価もいただいている。今までで大きな事件事故はない。利用者は料金を支払うときに完了報告をシッターからもらい、レビューを書くという相互評価機能が働いており、質の低いシッターは退場していく仕組みになっている。また、親本人が自分に合ったシッターをレビューに従って選べるため、納得度も高いサービスでもある。

今、この便利な仕組みを使って、自治体が困っている病児保育なども支援したり、産前産後のケアサービスなども行っており、まさに生まれる前から子供の就学まで全てサポートできるという体制になっている。徐々に利用の裾野は広がっていき、毎月1万件以上の利用をいただいている。

ベビーシッターというと富裕層のものというイメージがあるが、実際には個々の育児ニーズに対応して、そばにサポーターがいるということで安心感があり、子供を産む意欲の増加にもつながるものであり、保育園も幼稚園も全て必要なインフラだと思うが、永続的に可変的に支援できるベビーシッターは、そろそろ日本でも必要な社会インフラの1つになるのではないかと考えている。

(東京都などいくつかの自治体が、最近、ベビーシッター利用に対する補助を増やすという動きがある。ベビーシッターになる方が本当にいるのかという問題があると思うが、いかがか。)

○全国保育サービス協会 尾木理事

- ・保育士不足は、当然、居宅訪問型保育にも関連してくるが、これまでは、保育士もそうだが、資格を有していない方や補助的な業務につきたいと思っている方が保育に携われるのは、早朝や夕方以降の業務しかなく、子育て中のため無理という状態だった。そういった方々に日中に働ける場が提供できるようになる。1人の方がずっと1週間担当するというのではなく、事業者が中心となったチーム

をつくって何人か主たる保育者がいて、そして補助的に入る方がいるという形で行われれば、保育に携わりたい方はいると思う。また、そのための研修というのは大事だと思う。

（キッズラインの利用者が領収書を求める場合には、領収書はベビーシッターが出すのか。）

○株式会社キッズライン 経沢様

- ・オンラインでキッズラインの中で領収書の発行をすぐできるようになっている。どのシッターを何時から何時まで利用したかも明確に分かる。

（キッズラインの利用者が増え、登録しているベビーシッターが足りなくなる恐れはあるのか。将来的にどう考えているか。あるいは、地域別に起きてしまっているのか。）

○株式会社キッズライン 経沢様

- ・現実として、現在も100%成立しているわけではないインフルエンザの季節はニーズが多い。私たちが大事に思っていることは、働き手の満足度をずっと100%維持をするということである。一つ一つの仕事に評価が受けられること、自分で時給決定をできること、お客様との相性で続けるか続けないかも決められるということもある。
- ・私たちとしては、登録者に対してシッターの数が最低でも10対1になるように需給のコントロールをしている。ニーズが高くてマッチングができないと不満なので、シッターの採用活動に力を入れている。

（基礎自治体によっては、補助を出したりするケースが出ているということか。）

○株式会社キッズライン 経沢様

- ・はい。自治体としては、例えば病児保育施設をつくるのにはコストがかかるので、1時間1,000円の補助をしたり、年間10万円までという上限を設けたり、そのような形で自治体が一つ一つ導入してくれている。

（最後に何かあれば）

○全国保育サービス協会 尾木理事

- ・無償化の検討ということで、本当に全ての保育ニーズに対して無償化できたら、それはすばらしいと思うが、優先順位があると思う。現在、保育を必要とする順

位というものを考えていただきたい。私どもは認可外の居宅訪問型保育が全て無償化されたいと考えているわけではなく、もう少し利用しやすい仕組みを考えていただきつつ、本当に優先度の高い方を無償化する、あるいは対象年齢の全ての子供を無償化するということを検討していただきたい。

○株式会社キッズライン 経沢様

- ・今まで日本は、働いていないと入れない保育園ばかりに目が向いており、他の育児支援が十分広がらない中、ベビーシッターや1対1のファミサポのように、地域に根づいた育児ニーズに対して目を向けていただける時代になったのは、本当に素晴らしいと思う。
- ・個々の育児ニーズに対応するというのは、思っているより本当に重要なことである。子供が病気になって保育園に行けずに会社に迷惑がかかったり、0歳だからなかなか外出できないまま保育園に入るチャンスが得られないというのではなく、保育者がニーズに対応して家に来てもらえる、あるいは、地域に密着しているという安心感は大きいと思う。
- ・私が今日訴えたいことは、利便性がないとなかなか皆さん使いづらい、何がどういうふうに支援されているのかわからないので、IT化を進めていくことを1つ視野に入れていただけると非常にうれしいということ。
- ・保育者の人たちが幸せにならないと育児の担い手が増えない、保育園だけが保育士の働き場所ではないということを1つ検討材料に入れていただければ大変うれしく思う。